

希望届受付対象住宅について
(令和8年3月25日以降)

【厚木飛行場】

○令和9年10月1日に解除される区域にお住いの皆さまへ

工事内容	区分	希望届受付対象住宅
防音工事	平成18年1月17日までに第一種区域に指定された区域	平成18年1月17日までに建築された住宅
空気調和機器機能復旧工事		「平成29年9月30日までに防音工事」または「平成29年9月30日までに空気調和機器機能復旧工事」が完了した住宅
防音建具機能復旧工事		「平成29年9月30日までに防音工事」または「平成29年9月30日までに防音建具機能復旧工事」が完了した住宅

○令和9年10月1日に適用される新しい対象区域にお住いの皆さまへ
(新たに対象となる住宅の希望届の受付は、令和9年1月4日から開始)

👉新しい対象区域図
[ここをクリック](#)

工事内容	区分	希望届受付対象住宅
防音工事	令和8年3月25日に告示され、 令和9年10月1日に適用される区域 ※ ■ 区域を含む	令和9年10月1日までに建築された住宅
空気調和機器機能復旧工事		防音工事または空気調和機器機能復旧工事が完了して10年以上経過した住宅
防音建具機能復旧工事		防音工事または防音建具機能復旧工事が完了して10年以上経過した住宅

○新しい対象区域の住宅については、住宅防音工事の内容が変更(新工法)になります。

- 住宅が所在する区域(■区域はLⅠ工法、■区域はLⅡ工法)により異なりますが、新しい区域の適用日(令和9年10月1日)以降に住宅防音工事(防音工事、建具復旧工事)を実施される住宅については、新たな工法(家屋全体を工事の対象とする「外郭防音工事(ペアガラスの採用など)」による防音工事)で実施します。
- なお、平成18年1月17日までに建築された住宅で、従来の工法による防音工事(防音工事、機能復旧工事)を希望される場合は、**令和8年12月28日までに希望届を提出**してください。
- 新しい住宅防音工事の内容(新工法)は、「住宅防音工事のあらまし(令和9年10月1日に指定の区域にお住いの皆さまへ)」をご参照ください。

👉「住宅防音工事のあらまし」は
[ここをクリック](#)

【浜松飛行場】

工事内容	区分	希望届受付対象住宅
防音工事	平成24年1月30日に第一種区域に指定された区域	平成24年1月30日までに建築された住宅
	昭和56年7月18日までに第一種区域に指定された区域(85WECPNL未満の区域)	昭和56年7月18日までに建築された住宅
	昭和54年8月31日までに第一種区域に指定された区域(85WECPNL以上の区域)	平成3年7月18日までに建築された住宅
空気調和機器機能復旧工事	同上	防音工事または空気調和機器機能復旧工事が完了して10年以上経過した住宅
防音建具機能復旧工事	同上	防音工事が完了して10年以上経過した住宅

(注) 浜松飛行場周辺における防音建具機能復旧工事については、1回目の復旧工事の進捗を図るため、現時点において、2回目の復旧工事(再復旧)の希望届の受付は行っていません。

○防音工事実施後、増改築により防音工事済室を改造されている場合は、その後の住宅防音工事が実施できなくなる場合がありますので、事前に南関東防衛局までお問い合わせください。